

平成 27 年度 木とのふれあい推進事業の募集に関する Q & A

【補助対象について】

Q. 内装木質化は新築工事も補助対象になるか

A. 既存の施設において、内装が木ではない、又は木質化しているが多摩産材ではない教室等を、多摩産材で木質化する行為が補助対象となります。新築工事における内装部分は補助対象となりません。

Q. 「子供が日常的に利用するもの」の定義はあるか

A. 補助対象となるものは、子供が触れることができ、かつ主たる利用者が子供であるものです。什器では、手の届かない吊り戸棚や、触れることができても主たる利用者が職員であるもの（職員用下駄箱、子供が入らない倉庫の棚等）は対象となりません。

Q. 他の補助金と重複して利用することは可能か

A. 補助金の重複はできません。ただし、建物の新築工事に別の補助金を使い、木製遊具や什器に当補助金を利用することは可能です。この場合、作り付けの棚など、建物と一体となった什器については、重複がないように注意してください。

Q. 学童クラブは補助対象になるか

A. 補助対象にはなりません。募集案内の「対象となる施設」のみです。

Q. 遊具の面積はどのように算出すれば良いか

A. 遊具を上から見たときに、占有する面積を計上してください。1 m²あたり 0.08 m²以上という基準を超えていることが明らかな場合は、大まかな面積で差し支えありません。

Q. 積み木などの木製玩具は対象になるか

A. 補助対象となる遊具は園庭や室内に設置する定置型の遊具ですので、木製玩具は対象とはなりません。

Q. 木製のデッキやフェンスは対象になるか

- A. 子どもが自由に入出りでき、デッキ上で遊ぶことができるものであれば、デッキは遊具として扱います。フェンスは遊びを想定したものではありませんので、補助対象外です。

【多摩産材の調達について】

- Q. 多摩産材はどこで調達できるのか

- A. 多摩産材の調達については、「**多摩産材情報センター**」にお問い合わせください。
電話：0428-20-1181
ホームページからもお問い合わせできます。
<http://www.tamamori.jp/tamasanzai-info/index.php>

なお、申請書の書き方など、事業の内容に関する事項は以下にお問い合わせください。
東京都産業労働局農林水産部森林課 木材流通担当 電話：03-5320-4855

- Q. 多摩産材情報センターでは、特定の建築業者を紹介してくれるのか

- A. 申し訳ありませんが、内装や遊具の工事を請け負う特定の業者はご紹介していません。
「内装木質化」や「木製遊具」の設置をご検討の際は、建築業者をご自身で選択し、その建築業者から多摩産材情報センターに問い合わせるようにしてください。相談内容から、適当な製材業者をご紹介します。
なお、「木製什器」に関しては、本事業において納入実績のある製造業者をご紹介します。

【補助対象者の選定について】

- Q. 応募すれば必ず補助金がもらえるのか

- A. 外部の学識経験者を交えた選定委員会にて補助対象施設を選定します。平成26年度は39件の応募がありましたが、選定は15件でした。

- Q. どういう施設が優先的に選定されるのか

- A. 施設の利用者数や多摩産材の使用量、PRの内容等から優先順位を設定しますが、特にPRの内容を重視します。利用者数や多摩産材の使用量などが少ない施設でも、園児や保護者だけでなく、外部に対しても東京の森林や多摩産材について効果的なPRを計画している施設が優先となります。

- Q. 効果的なPRとはどのようなものか

A. ホームページへの掲載や看板の設置、園だより等の配布物への掲載は必要最小限のPRです。これらに加えて、創意工夫によるPRをご検討ください。PRに係る経費も補助対象となります。

なお、選定の優先順位を決めるに当たり、主な評価の項目は以下のとおりです。

- ① 森林の役割や大切さ等について理解が深まるか
- ② 多摩産材(木材)を利用する意義や効果等について理解が深まるか
- ③ 園児及びその保護者への伝え方が具体的に示されているか
- ④ 広く一般に伝わるものであるか
- ⑤ 独創性・新規性が認められるか
- ⑥ 一過性ではなく、継続的かつ実効性があると認められるか

【申請について】

Q. 複数の施設を経営しており、過去に本事業で補助を受けたが、違う施設で補助を受けることは可能か。また、今回、複数の施設を同時に申請することができるか。

A. 過去に補助を受けていても、今回の申請は可能です。ただし、PRの内容や利用者数等から判断して、選定の順位が同じ場合は、過去に補助実績の無い申請者を優先いたします。なお、より多くの法人等を支援の対象としたいため、1法人あたり1施設の申請としてください。

Q. 自治体から施設を譲渡され、民間が運営しているが、申請者になりうるか

A. 民間が運営し、資金も運営者が負担する場合は対象となり得ますが、自治体との契約内容を確認してください。

Q. 今年度の募集は今回のみか

A. 平成27年度の募集は今回のみです。平成28年度以降については未定です。

Q. 補助金の申請額はどのようにして決めればよいか

A. 申請しようとする補助金の額は、施工業者等からの見積もりなど、根拠のある金額を提示してください。また、見積書の写しを申請書に添付してください。3者見積もりが必要といった制限はありませんが、金額が異常に高いなど、申請額に疑義が生じた場合には、詳細を確認することがあります。

Q. 消費税相当分は補助対象に含まれるか

A. 補助対象経費に消費税相当分は含めないでください。

【事業の実施について】

- Q. 補助対象者に選定されれば、工事に着手して良いか
- A. 選定の通知後に、補助金の交付申請をしていただき、東京都から補助金交付の決定が通知されてから着手してください。交付決定前に着手した行為については補助対象外となりますのでご注意ください。
- Q. 工事が終わった後はどうすればよいか
- A. 工事等が完了した後に、請負業者への支払いが済んだ時点で事業完了となります。実績報告書を都に提出後、職員が施設に赴いて現地確認を行います。その際には、銀行の振込関連書類など、相手先への支払いに関する書類も確認します。
- Q. 補助金で整備した遊具や什器を処分する場合に制限はあるか
- A. 減価償却資産の耐用年数表等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数を超えないうちに処分しようとする場合は、事前に都の承認が必要です。承認を受けずに処分した場合には、補助金の返還となります。なお、耐用年数は児童用の机や椅子は5年、その他の家具は8年、遊具は10年となっていますが、未永くお使いください。
- Q. 平成28年度以降で、やらなければならないことがあるか
- A. 事業の効果を確認するため、事業を実施した翌年度から起算して3年間は、PRの実施状況等に関する報告の義務があります。平成27年度に事業を実施した場合は、平成28年度のPR内容等を平成29年5月末までに報告していただきます。詳しくは木とのふれあい推進事業補助金交付要綱の第26を参照してください。